

【参考資料】

地盤品質判定士会
諏訪靖二幹事 提供

告示 1113 号が 4 号建物に適用されるか？

まず 4 号建物とは次のようになります。

4 号建物とは？

簡単に言えば

木造軸組構法住宅

- ・ 木造の建築物
- ・ 階数 2 以下
- ・ 延べ面積 5 0 0 m²以下
- ・ 高さ 1 3 m以下
- ・ 軒の高さ 9 m以下

のものを対象とします。

これは、次に記す建築基準法第 6 条に規定されている建築物の種類一～四のうち、一～三はきちんと定義されていますが、これ以外のものを四で規定しているので、4（四）号建物と言います

建築基準法では以下の通りに規定されています。

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第 6 条

1. 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。
 - 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
 - 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
 - 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
 - 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）に指定された区域に所在するもの

く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

＜諏訪の2012年頃の調査した情報による＞

【4号建築物に告示1113号は適用されるのか】という質問に対する、知人からの回答を以下に示す。

Aハウスメーカー社の技術者のコメント

『2011年4月に国土交通省・千葉県と茨城県の建築指導課が「主に構造計算で設計する建物のための告示であり、4号建築物とは基本的に無関係である」とコメントした。』と聞いたことがあります。

Bハウスメーカー社の技術者のコメント

「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」等を読み解き、法的な解釈として、まず、告示第1113号の大元は、施行令第93条になります。

ちなみに施行令第93条は、地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法について規定しています。

また、施行令第93条は、施行令第81条～99条にかけて規定されている「構造計算」に関する規定の1つにあたります。

4号建築物については、法第20条で「構造計算」は不要ということになっています。従って、施行令第93条は適用されないことになり、93条の補足規定である告示第1113号も適用されないという解釈になります。